

## 充てん設備変更許可申請について

※窓口で申請をされる場合は、事前にご連絡ください。

書類名	液石法のみ	液石法+高圧法	チェック
1 充てん設備変更許可申請書(様式第36)	○	○	
2 変更明細書	○	○	
3 技術上の基準に対する対応状況	○	○	
4 充填設備の使用の本拠の所在地を示す案内図	○	-	
5 充填設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取り図	○	-	
6 機器一覧表 ※1	○	-	
7 充てん設備の設備、装置等に関する書類 ※1	○	-	
8 充てん作業者講習修了証の写し	○	-	
9 添付を省略した書類の一覧表	○	○	
10 最新の完成検査証	○	○	
11 手数料 ¥17,000×件数(佐賀県収入証紙)	○	○	

※ 高圧ガス保安法の「移動式製造設備」の許可もあるバルクローリーの場合は、高圧法の許可許可も同時に申請すること。

※1 変更に係る部分の内容のみでよい。

[提出先]

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課消防保安室 保安担当(新館3F)

Tel : 0952-25-7027

FAX : 0952-25-7262

Mail : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

様式第36（第65条関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認定番号	

充てん設備変更許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項で準用する同法第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 変更しようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

名 称

所 在 地

2 充てん設備の変更の内容

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

【個人情報について】

お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

詳しくは、佐賀県のホームページの「佐賀県個人情報保護方針」をご覧ください。

# 充てん設備の変更明細書

## 1. 変更の理由

--

## 2. 変更する充てん設備の概要

<変更前>

設 備	型 式	材 質	口 径	設 計 圧 力	メーカ ー	備 考
充てんホース						
安 全 継 手						
中 間 ホ ー ス						
セフティカップリング						
均圧ホース						
中 間 ホ ー ス						
セフティカップリング						
均圧カップリング						

<変更後>

設 備	型 式	材 質	口 径	設 計 圧 力	メーカ ー	備 考
充てんホース						
安 全 継 手						
中 間 ホ ー ス						
セフティカップリング						
均圧ホース						
中 間 ホ ー ス						
セフティカップリング						
均圧カップリング						

## 3. 処理能力及び貯蔵能力の変更

処理能力 変更なし ( Nm<sup>3</sup>/日 )

貯蔵能力 変更なし ( kg )

技術上の基準に対する対応状況

(1) 液化石油ガス法施行規則第64条第1項

号	項目	対応状況	備考
第1号	貯蔵設備	貯蔵設備は、容器検査合格品の容器を使用します。	変更なし
第2号	液化石油ガスの通る部分の耐圧	高圧ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。その他の部品の耐圧試験は、メーカーにて常用圧力の1.5倍以上の圧力により行い、異常がないことを確認したものを使用します	
第3号	液化石油ガスの通る部分の気密	高圧ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。その他の部品の気密試験は、メーカーにて常用圧力以上の圧力により行い、異常がないことを確認したものを使用します	
第4号	液化石油ガスの通る部分の肉厚	高圧ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。その他の部品は、メーカーにて肉厚測定を実施し、法定肉厚以上あることを確認したものを使用します。なお、ホース類については、4倍耐圧試験に合格したものと同一型式・同一ロットのものを使用します。	
第5号	充てんポンプの構造及び操作	充てんのためのポンプは軸シールのない構造で、遠隔操作で起動及び停止ができるものを使用します。	
第6号	発電機の構造	発電機は設置しません。	
第7号	充てんホース	充てんホースは、日本工業規格K6347に規定される鋼線編組式ホースを使用します。	
第8号	安全継手	充てんホースには、安全継手を設けます。安全継手は、液化石油ガスに侵されず、内圧力を0パスカルとして、530ニュートンの引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ、瞬時に液化石油ガスを遮断するもので、充てんホースの先端から60cm以内の位置に設けます。	
第9号	カップリング用液流出防止装置	充てんホースには、カップリング用液流出防止装置を設けます。カップリング用液流出防止装置は、液化石油ガスに侵されず、容易に切り離すことができ、1万回以上の接続及び切離しに耐え、接続及び切離しを10回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、液体状態に換算して50立方センチメートル以下であり、1メートルの高さからコンクリート面に自然落下させたときに、漏れがなく、かつ、着脱性能に影響を生じず、使用中及び輸送中に加えられる振動に耐えるものを使用します。また、見やすい箇所に、(イ)製造事業者の名称又は記号(ロ)製造番号(ハ)製造年月(ニ)呼び径を容易に消えることがないように表示します。	
第10号	均圧ホース	均圧ホースは、日本工業規格K6347に規定される鋼線編組式ホースを使用し、安全継手及び脱着用のカップリングを設けます。	
第11号	緊急遮断装置	容器に緊急遮断装置(内装式、容器元弁付き)を設けます。	
第12号	液封による配管の破損防止	緊急遮断装置は、液封による配管又は充てんホースの破損を防止する機能を有しているものを設けます。	

号	項目	対応状況	備考
第13号	液面計	液面計は、液化石油ガスに侵されず、耐圧部分にガラス若しくは合成樹脂を使用したもの又は液化石油ガスを放出しながら液面を測定するものではない、フロート式液面計を設けます。 また、液面計は、日本工業規格D1601自動車部品振動試験に合格するものを使用します。	
第14号	温度計	容器には温度計を設けます。温度計は液相部の温度を検知できるもので、液化石油ガスの温度を適切に測定でき、最高目盛と最低目盛の範囲が100度あるものを使用します。	
第15号	圧力計	充てん設備には、設備の適切な区分ごとに日本工業規格B7505ブルドン管圧力計又はこれと同等以上の性能を有するものを設けます。	
第16号	誤発進防止装置	充てん設備には、誤発進防止装置を設けます。充てんホース格納箱が開いている間にパーキングブレーキを下ろすと、緊急遮断弁の閉止及びエンジン・充てんポンプの停止を行うとともに、警報が鳴ります。	
第17号	緊急停止スイッチ	充てん設備には、緊急停止スイッチを設けます。緊急停止は、操作箱から離れた位置(車両後部)にある緊急停止スイッチ及び無線による遠隔操作により行います。緊急停止を行うと、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプの停止を同時に行います。	
第18号	充てん作業中の異常	充てん作業中に次の異常を検知した場合は、緊急遮断弁の閉止及び車エンジン、ポンプの停止を同時に行うとともに警報ブザーが作動します  イ) 操作箱内のガス漏れを検知した場合 ロ) 自動車の衝突等異常な衝撃を検知した場合 ハ) 充てん中に操作箱の扉が開いた場合	
第19号	充てん設備の使用の本拠の所在地	液化石油ガス法施行規則第14条第1号から第3号、第5号に対応する事項	
第14条第1号	警戒標	使用の本拠の所在地は明示され、外部から見やすいように警戒標を掲げます。  1) 掲示位置 置場付近 2) 掲示内容 ①火気厳禁、②立入禁止 ③バルクローリー置場	
第2号	保安距離	使用の本拠の所在地の外側から第1種保安物件及び第2種保安物件に対し、それぞれ施設距離以上の距離を有します。  使用の本拠地の面積 $m^2$ ( $m \times m$ ) 第1種保安物件 法定 $m$ (実測 $m$ ) 対象物件: 第2種保安物件 法定 $m$ (実測 $m$ ) 対象物件:	
第3号	障壁	規定の施設距離を有しているため、設けません。	
第5号	滞留防止	屋外のため滞留しません。	

## (2) 高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第48条

号	項目	対応状況	備考
第1号	警戒標	車両の前後に次の警戒標を掲げます。	
第2号	温度計	車両左側ホース箱外に温度計を設置します。	
第3号	防波板	容器の内部に防波板を1枚設置します。	
第4号	高さ検知棒	運転室の上部に高さ検知棒を設けます。	
第5号	車両後部の元弁	後部取出し式容器ではないため該当しません。	
第6号	容器と後バンパの距離	容器後面と車両の後バンパとの水平距離は、30cm以上とします。	
第7号	附属品位置	主要な附属品は車両左側の弁計器箱内に収納します。この弁計器箱と車両の後バンパの後面との水平距離は、20cm以上とします。	
第8号	附属品損傷防止	安全弁の周囲にはプロテクタを設けます。	
第9号	液面計材質	材質〇〇のフロート式液面計を設けます。	
第10号	バルブ開閉表示	バルブには、開閉表示板を設けます。	
第11号	漏えい点検	異動の前後に漏えい点検を行い、異常のあるときは補修その他危険防止措置を行います。	
第12号	消火設備等携行	車両には、能力単位B-12以上の粉末消火器2個と防災用具1式を搭載します。	
第13号	移動中の駐車	移動中に駐車する場合は、液化石油ガスを受入又は送り出すときを除き、保安物件の密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選びます。また、食事その他やむを得ない場合を除き、車両を離れません。	
第14号	移動監視者	積載質量3,000kg未満のため該当なし	
第15号	免状の携行	積載質量3,000kg未満のため該当なし	
第16号	緊急対応	積載質量3,000kg未満のため該当なし	
第17号	運転経路・時間	積載質量3,000kg未満のため該当なし	
第18号	災害防止	運転者にイエローカードを交付、移動中携帯させ、これを遵守します。	

## 充てん設備の設備、装置等に関する添付書類の例

### 1. 強度計算書

- ・ 配管肉厚強度計算書
- ・ ホースリール耐圧強度計算書
- ・ スイベルジョイント強度計算書
- ・ 液用安全継手強度計算書
- ・ ガス用安全継手強度計算書
- ・ セフティカップリング強度計算書

### 2. 図面

- ・ LPガスタンクローリ全体図
- ・ 容器本体図
- ・ 配管組立図
- ・ 配管系統図
- ・ 液送ポンプ組立図
- ・ ホースリール組立図
- ・ スイベルジョイント組立図
- ・ LPGホース組立図
- ・ 安全継手組立図
- ・ セフティカップリング組立図
- ・ 均圧用カプラ組立図
- ・ フレキシブルチューブ組立図
- ・ ガス検知器組立図
- ・ 追突検知器組立図
- ・ リミットスイッチ組立図
- ・ 圧力計図面

充電設備の使用の本拠の所在地を示す案内図

事業所の名称		電話番号	
事業所の所在地	駅より                      km   目標物件		
<p>※5万分の1*の地図を貼付し最寄駅等より充電設備の使用の本拠の所在地を明示 (* 地図の縮尺は5万分の1を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。)</p>			



充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図

事業所の名称		電話番号	
事業所の所在地			

貯蔵施設の面積		施設距離	実測距離	対象物件
第1種保安物件までの距離		m(            m)	m	
第2種保安物件までの距離		m(            m)		
火気までの距離		m		

( )内は障壁設置時の距離

※充てん設備の所在地付近の状況を記載(保安物件に対する距離等を明示すること)

## 添付を省略した書類の一覧表

充てん設備の許可と、高圧ガス保安法の移動式製造設備の許可(又は変更許可)を、同時に申請するに当たり、以下の添付書類が重複することから、本申請書においては添付を省略します。

提出書類名	備考
充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図	
充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図	
機器一覧表	
充てん設備の設備、装置等に関する書類	

(注)上記以外の書類の添付を省略する場合には、上記一覧表に追加すること。